

議案第 5 1 号

関市手数料徴収条例の一部改正について

関市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

多機能端末機を利用する場合の手数料を減額するため、この条例を定めようとする。

関市手数料徴収条例の一部を改正する条例

関市手数料徴収条例（平成12年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用する場合の手数料については、同表金額の欄に定める金額から100円を減額する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機を利用する場合は、この限りでない。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。